

淡路市全庁業務継続計画【概要版】

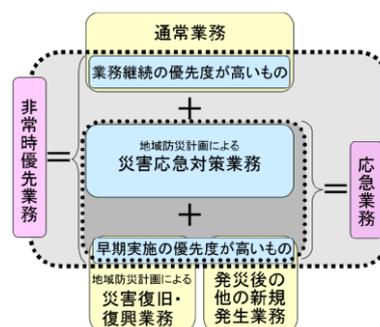
1. 総 則

(1) 業務継続計画策定の目的

市域において大規模災害が発生した際、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる。

一方、市は災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。しかしながら、大規模災害の発生時においては、市自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模災害の発生時において実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの業務開始目標時期を定めるとともに、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことにより、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的としている。



(2) 地域防災計画と業務継続計画との関係（主な相違点）

区 分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間、時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	特に想定していない	行政の被災を想定し、利用できる必要資源に制約があることを前提に計画を策定
対象業務	災害対策に係る業務を対象	非常時優先業務を対象
業務開始目標時期	定めていない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める

(3) 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

- ◆ 利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定する。
- ◆ 業務の執行体制や対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める。
- ◆ 大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行う。

(4) 業務継続計画の効果

- ◆ 「行政も被災する深刻な事態」を考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
- ◆ 非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施
- ◆ 被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上

(5) 業務継続の基本方針

非常時優先業務を最優先に迅速かつ適切に遂行する

人員や資機材等の物資を確保・活用する

業務継続力の向上及び継続的な改善に努める

2. 想定する災害の選定と被害状況の想定

- ◆ 想定する災害は、内陸型地震で最も被害が大きいと想定されている「六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震」、津波を伴う地震である「南海トラフ巨大地震」を想定している。

(冬5時)		六甲・淡路島断層帯 (淡路島西岸)地震	南海トラフ巨大地震	
建物被害 (棟)	揺れ	全壊	6,879	1,906
		半壊	7,400	6,188
	液状化	全壊	165	11
	火災	焼失	8	3
	津波	全壊	—	28
半壊		—	117	
人的被害 (人) ※重傷者数は、負傷者数の内数	建物倒壊	死者	430	116
		負傷者	973	1,327
		重傷者	202	174
	火災	焼死者	1	0
	避難者数		14,797	3,577
	津波	死者	—	165
		負傷者	—	101
重傷者		—	34	

出典：淡路市地域防災計画

3. 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の基本的な選定基準

- ◆ 非常時優先業務は、災害対応等の「災害応急対策業務」と、市民の生活に影響を及ぼす「優先度の高い通常業務」の2業務に区分する。

分類	基準
非常時優先業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画に定める災害応急・復旧対策業務
優先度の高い通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、大規模災害時にも優先的に行うべき以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命・生活・財産を守る業務 ・ 市の意思決定に必要な業務 ・ その他、市民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
休止業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、大規模災害時に休止・延期する以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間（1ヶ月程度）先送りすることが可能な業務 ・ 非常時優先業務を実施する上で、休止・延期することがやむを得ない業務

(2) 非常時優先業務数

- ◆ 選定対象業務数は、全体で 1,739 業務、うち災害応急対策業務は 207 業務、通常業務は 1,532 業務になる。
- ◆ 通常業務のうち、非常時優先業務（優先度の高い通常業務）は 604 業務、休止業務は 928 業務である。
- ◆ 非常時優先業務は、災害応急対策業務の 207 業務と優先度の高い通常業務の 604 業務をあわせた 811 業務である。

各業務開始目標時間における非常時優先業務数

業務開始目標時間	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
非常時優先業務	239	189	78	110	58	137
災害応急対策業務	107 (44.8%)	45 (23.8%)	32 (41.0%)	16 (14.5%)	3 (5.2%)	4 (2.9%)
優先度の高い通常業務	132 (55.2%)	144 (76.2%)	46 (59.0%)	94 (85.5%)	55 (94.8%)	133 (97.1%)

※ () 内の値は、各業務開始目標時間の非常時優先業務数に対する割合

4. 職員の参集予測

(1) 職員参集予測の考え方

- ◆ 勤務時間外に発災した場合の職員参集予測について、国や県等の上位・関連計画を参考に予測している。
- ◆ 参集手段は徒歩のみとし、歩行速度 2.5km/時、歩行距離の上限は 15km と設定している。
- ◆ 非常時優先業務の必要人数と比較することにより、災害時における時間区分ごとの人員の過不足の状況の基礎資料とする。

(2) 職員参集予測人数

- ◆ 発災後 3 時間以内では、全職員の 22%である 102 人の参集に限定されると予測される。
- ◆ 参集予測は一定の時点におけるシミュレーションに基づいた結果であり、実際の参集については、被害の態様等によって異なることが想定される。
- ◆ 今後の機構改革や人事異動等により、結果に誤差が生じることを前提とする。
- ◆ 職員自身のみならず、家族が被災することで、参集が困難になることも想定される。

5. 必要資源の現状と課題と対策

- ◆ 災害対策本部が設置される「防災あんしんセンター」について、非常時優先業務を実施するために必要な13資源について整理した。

区分	主な課題	主な対策
職員	①非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保 ②職員自身やその家族の被災等により、参集困難となる職員数の抑制 ③参集した職員の健康維持 ④職員の安否確認 ⑤受援体制の確立	①全庁的な職員配備調整の実施、参集訓練の実施など ②家庭での防災対策の実施 ③職員の健康管理 ④職員の安否確認体制の確立など ⑤受援計画の策定など
庁舎	①施設の応急復旧の早期実施	①応急復旧の実施体制の確立
執務環境	①什器の転倒や天井の落下等による被害の予防 ②非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保	①安全対策の実施、救助用資機材の確保 ②安全確保のための配置の実施
非常用電源	①電力復旧までの非常用電源の活用 ②非常用電源用燃料の確保 ③電力の有効利用 ④電力設備の早期復旧 ⑤停電時の業務継続体制の構築	①非常用電源の起動方法の周知 ②非常用電源用燃料の備蓄など ③電力消費量抑制の徹底など ④電力設備の優先的な復旧の要請 ⑤停電時の業務継続方法の確立
電話等	①通信環境の早期復旧 ②災害時優先電話等の確保及び有効活用	①通信環境の優先的な復旧等の要請など ②災害時優先電話の確保など
防災行政無線	①電源の確保 ②防災行政無線の有効活用	①移動局無線機の常時充電など ②操作方法の周知
情報システム	①重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧 ②機器が大規模に使用できなくなった時の対応体制	①保守事業者との協定の締結など ②機器使用に関する手順書の書面化など
エレベーター	①閉じ込め対策の実施 ②早期復旧に向けた体制の確立	①救出体制の確立 ②保守事業者との連携の強化など
空調機器	①非常用発電機の作動時における供給電力量の限界 ②代替エネルギーによる設備の確保	①非常用発電機及び燃料備蓄量の増設など ②代替エネルギーによる設備の確保
災害時用トイレ	①断水時でも使用可能なトイレの確保 ②仮設トイレの衛生面の確保 ③上下水道施設の早期復旧	①簡易トイレ等の備蓄など ②衛生面の確保に関する協定の締結 ③上下水道施設の優先的な復旧の要請
飲料水、食料生活用品	①職員用の飲料水や食料、生活用品の確保	①各職員における個人備蓄、各職員による自宅からの持参の周知など
消耗品	①消耗品の確保	①在庫の保有、庁内での融通など
公用車	①公用車の燃料の確保 ②公用車の代替手段の活用	①公用車の燃料の確保など ②原動機付自転車や自転車の活用

6. 業務継続計画の継続的な改善

- ◆ 本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するため、危機管理課を中心に全庁的な取組として、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続体制の向上を図る。

